
2020 年度
外国人留学生のてびき



デジタルハリウッド大学

— 目次 —

1. 在留資格に関する手続きについて	3
1-1. 在留資格について	3
1-2. 在留カードについて	3
1-3. 在留期間の更新について	5
1-4. 再入国許可について	7
1-5. 資格外活動（アルバイト）について	8
1-6. 卒業後の就職活動について	9
1-7. 住民票（写し）の交付について	10
1-8. 市役所または区役所への、住所の届出について	10
1-9. 大学への届出について	10
2. 健康・医療・保険について	11
2-1. 病院へ行くための基礎知識	11
2-2. 国民健康保険について	11
2-3. 大学の健康診断の受診について	12
2-4. キャンパス内でけがをした、具合が悪くなった場合	12
2-5. 医療相談窓口	12
3. 緊急時の対応について	13
3-1. 犯罪に巻き込まれたら、警察に連絡しましょう	13
3-2. 急を要する病気や大けがをした場合は、救急車を呼びましょう	13
3-3. 交通事故にあった場合は、警察に連絡し、大けがを負った場合は、救急車を呼びましょう	13
3-4. 火事になった場合は、消防へ連絡しましょう	13
4. 地震や台風などの自然災害について	14
4-1. 地震について	14
4-2. 台風・大雨について	15
4-3. 地震・台風・大雨等の自然災害がおきた場合の授業について	15
5. 授業の出席管理について	16
6. 学費減免制度について（重要）	19
7. 休学・退学・除籍について	21
7-1. 休学について	21
7-2. 退学について	22
7-3. 除籍について	26
8. 学外の施設の紹介	29
9. 困ったときのQ&A	35
10. 外国人留学生規則	40

1. 在留資格に関する手続きについて

—— 留学生として日本に在留するために必要となる手続きを説明します ——

日本に在留するすべての外国人は、「出入国管理及び難民認定法」という法律によって、日本での活動内容や手続きが定められています。そのため、みなさんは日本に在留している間は、この法律で定められている規則に従い、日本への在留に必要な、各手続きを行わなければなりません。

在留に必要な手続きをしない場合や、規則に違反した場合、日本での留学生生活を続けられなくなりますので、十分な理解が必要です。

■ 新しい在留管理制度について：

日本では、2012年7月9日から新しい在留管理制度がはじまりました。それに伴い、本学入学時に初めて日本の在留資格を取得する外国人と、すでに日本の在留資格を取得している外国人では、各手続きが異なる場合があります。注意してください。

1-1. 在留資格について

外国人が日本に在留する場合、その活動内容によって在留資格が認定されます。

留学生は、大学で学ぶことを目的とした「留学」の在留資格によって、日本に在留することを許可されています。したがって、留学生は、大学でしっかりと勉強をする義務があります。

大学が定める授業の出席率を満たしていなかったり、単位の修得状況が著しく悪かったりなど、大学での勉強をしっかりと行っていない場合は、留学の在留資格を満たしていないと判断されます。

在留資格を満たしていないと判断された場合は、在留資格違反となりますので最悪の場合は、大学を除籍となり、日本に在留することができなくなりますので、注意してください。

1-2. 在留カードについて

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

留学生は、この在留カードを、常に携帯する義務があります。警察官などが在留カードの提示を求める場合がありますが、もし、持っていなかった場合、一時的に警察署に身柄を拘束されることがあります。また、在留カードを持っていない場合、罰則対象となり20万円以下の罰金に処せられることもありますので、絶対に忘れないでください。

▼入管法第23条：

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyuu/ryoken.html>

※参考：本学入学時に、初めて日本の在留資格を取得する場合の在留カードの交付について)

成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港で入国審査を受け、上陸許可を受けた場合は、空港で在留カードが交付されます。上記以外で上陸許可を受けた場合は、在留カードは住居地の届出をした後に、入国管理局から郵送されます。

① 在留カードの説明：

在留カードには偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部または一部が記録されます。

(カード表面)



(カード裏面)



住居地を変更したときに、変更後の新しい住所が記載されます。
(※注1)

資格外活動許可を受けたときに、許可の内容が記載されます。
(※注3)

在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載されます。
※申請後、更新または変更の許可がされたときは、新しい在留カードが交付されます。

在留カードは、顔写真の表示と下記情報が記載されます。

1. 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条第5号口に規定する地域
2. 住居地（本邦における主たる住居の所在地）（※注1）
3. 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日（※注2）
4. 許可の種類及び年月日
5. 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
6. 就労制限の有無
7. 資格外活動許可を受けているときはその旨（※注3）

(※注1) 引越しをして住居地が変更となった場合、引越し先の地域の市役所または区役所に行き、在留カード裏面に新しい住所を記載してもらう必要があります。
(詳細は、「1-8. 市役所または区役所への、住所の届出について」をご確認ください)

(※注2) 在留期間の満了日は、自分自身でしっかりと把握をしてください。
在留期間満了前に、入国管理局へ行き、在留期間の更新手続きをする必要があります。
(詳細は、「1-3. 在留期間の更新について」をご確認ください)

(※注3) アルバイトをする場合は、資格外活動申請をし、許可を受けた上で行ってください。
資格外活動許可がおりた場合は、在留カード裏面に記載されます。
(詳細は、「1-5. 資格外活動（アルバイト）について」をご確認ください)

② 在留カードを紛失した場合：

すぐに警察へ紛失の届出をして、大学事務局へ報告してください。そして、紛失してから14日以内に、入国管理局にて在留カードの再交付申請をする必要があります。

なお、紛失自体に罰則はありませんが、紛失から14日以内に再交付申請を行なわなかった場合は、罰則の対象となります。

③ 在留カードが再交付された場合の、大学への手続き：

在留カードが再交付された場合、大学事務局への報告として、必ず「在留カードのコピー（表裏両面）」を、提出をしてください。

この報告がない場合、大学にて適切な在留管理ができないため、自分自身に不利益が生じることがあります（例：入国管理局から、大学へ質問があった場合、適切な回答ができない など）。

1-3. 在留期間の更新について

在留期間は、留学生が日本への在留を許可されている期間です。現在、許可されている期間を超えて日本への在留を続ける場合、在留期間の更新をする必要があります。

在留期間を1日でも超えて日本に在留している場合、不法在留とみなされ、強制退去または刑事罰の対象となりますので、絶対に更新手続きを忘れないでください。

また、大学の休み期間などを利用して本国へ帰国する場合、日本を出国している間に在留期間が満了を迎えないように、くれぐれも注意してください。

日本を出国している間に、在留期間が満了を迎えてしまった場合、日本へ入国するために、改めて留学ビザを取得する必要があるため、授業開始までに日本への入国が間に合わなくなります。そのため、日本を出国している間に、在留期間が満了を迎える場合は、本国へ帰国する前に、必ず在留期間の更新手続きを行ってください。

① 在留期間の更新期間と申請場所：

在留期間の満了する3ヶ月前から、入国管理局にて在留期間更新の申請を行うことができますので、直前になってあわてることのないように、余裕を持って必要な書類を準備し、申請手続きを行ってください。

在留期間の申請をしてから許可がおりるまでは、約2週間～2か月ほどかかります。この在留期間更新の申請期間中は、日本から出国しないでください。

② 入国管理局への申請書類：

以下、8つの書類をすべて揃えて、入国管理局にて申請手続きを行ってください。

1. 在留期間更新許可申請書

※法務省所定用紙（入国管理局にも用紙はあります）

本書類の中にある「所属機関等作成用」は、大学に申請が必要です。

2. 在学証明書 ※大学に申請が必要です

3. 成績証明書 ※大学に申請が必要です

※1年生は入学時～前期成績確定時（9月上旬）までは本学で成績証明書を発行できません。

日本語学校など直前まで所属した機関の成績証明書を用意してください。

4. パスポート

5. 在留カード

6. 日本在留中の経費支弁能力を証する文書

※在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、本人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書。

7. 手数料4,000円

※収入印紙。印紙は郵便局または入国管理局で購入できます。

在留期間の更新が許可された場合、必要となります。

8. 写真（縦4cm×横3cm）

※申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

■注意：

- ・その他、入国管理局の判断により、追加書類の提出を求められる場合があります。
- ・外国語により作成されたものは、日本語訳を添付してください。
- ・日本で発行される証明書類は、全て発行日から3か月以内のものを提出してください。
- ・大学での成績不良や学費未納などの場合、日本の法律違反を犯した場合などは、在留期間の更新が許可されないことがあります。

③ 大学への申請書類：

入国管理局へ提出する申請書類のうち、以下の3つの書類は、大学事務局に申請して発行してもらう必要があります。

書類の申請は、大学事務局 3F 受付で行なってください。

1. 在留期間更新許可申請書
2. 在学証明書
3. 成績証明書

※1年生は入学時～前期成績確定時(9月上旬)までは本学で成績証明書を発行できません。
日本語学校など直前まで所属した機関の成績証明書を用意してください。

■注意：

大学への申請から受け取りまで、3営業日(土日祝をのぞく)かかりますので、余裕を持って申請手続きを行ってください。また、発行から3ヶ月以内の書類が必要となります。

※大学事務局への各種証明書の申請方法は、【学生ガイド】を確認してください。

④ 大学への届出：

在留期間更新の許可があり、新しい在留カードが交付された場合、大学事務局への報告として、必ず「在留カードのコピー(表裏両面)」を、提出してください。

この報告がない場合、大学にて適切な在留管理ができないため、自分自身に不利益が生じることがあります(例：入国管理局から、大学へ質問があった場合、適切な回答ができないなど)。

また、在留期間更新不許可の場合は、大至急、大学事務局へ連絡してください。

⑤ 在留期間の更新審査：

在留期間の更新は、入国管理局にて、留学生の学修状況や生活状況などが審査されます。成績不良や生活に問題がある場合、日本の法律違反を犯している場合などは、在留期間の更新が許可されないことがあります。

在留期間は、入国管理局の審査の結果、「3月」「6月」「1年」「1年3月」「2年」「2年3月」「3年」「3年3月」「4年」「4年3月」のいずれかに決定されます。

なお、大学でも、日々の学修状況に問題がある場合や、学費を納入できる見込みがないなど、在留資格を満たしていないと判断した場合は、在留期間更新に必要な書類の発行を行わないことがあります。

▼入管法第21条：

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>

1-4. 再入国許可について

一時的に日本を出国する場合には、入国管理局にて再入国許可をとる必要があります。

ただし、新しい在留管理制度がはじまったことにより、日本からの出国後、1年以内に日本へ入国する場合は、入国管理局への再入国許可申請が不要となります。これを、「みなし再入国許可」制度といいます。

なお、現在所有している再入国許可証がある場合は、有効期限まで使用可能です。

① みなし再入国許可制度：

みなし再入国許可制度を利用する場合、日本を出国する際に、在留カードと有効なパスポートを持ち、出国時に以下の「再入国出国用EDカード」に必要事項を記入の上、入国審査官に提示し、再入国による出国を希望する旨を伝えてください。

なお、旧様式のEDカードでは、出国する際に、「再入国許可による出国か、みなし再入国許可による出国か」を選択していましたが、新様式のEDカードでは、記載された出国予定期間に基づき入国審査官が判断して手続を行います。※必要に応じて本人の希望を確認する場合があります

■再入国出国記録EDカード

※注意：

平成 28 年 4 月 1 日から新様式へ変更となっています。

詳細は、法務省のサイトをご確認ください。

<http://www.immi-moj.go.jp/re-ed/>

■注意：

- ・日本から出国している間に、在留期間が満了を迎える場合は、在留期間の満了を迎える前に、日本へ入国してください。
- ・日本から出国している間に在留期間が満了を迎えてしまった場合は、留学ビザが失効しますので、たとえ再入国許可を受けていても、日本へ入国することはできません。この場合、日本へ入国するには、改めて留学ビザを取得しなければならず、授業開始までに日本への入国が間に合わない可能性もありますので、注意してください。
- ・日本を出国してから再入国するまで 1 年以上が見込まれる場合は、従来通り、入国管理局にて再入国許可をとった上で、出国する必要があります。

② 大学への届出：

日本を出国する前に、大学事務局 3F 受付にて「一時出国届」を受け取り、必要事項を記入の上、大学事務局 3F 受付へ提出してください。届出には、パスポート、在留カードのコピー、航空券情報の画像等の写し(コピーと写しが混在)が必要です。

1-5. 資格外活動（アルバイト）について

留学の在留資格は、大学で学ぶことを目的として与えられます。そのため、留学の在留資格外であるアルバイトを行う場合、「資格外活動許可」を受ける必要があります。

※資格外活動許可を受けた場合でも、アルバイトは、許可された範囲を守り、勉強のさまたげにならないように行ってください。

① 資格外活動許可の申請：

申請に必要な書類を準備した上で、入国管理局にて、資格外活動許可の申請をしてください。

② 入国管理局への申請書類：

以下、4つの書類をすべて揃えて、入国管理局にて申請手続きを行ってください。

1. 資格外活動許可申請書（法務省所定用紙 ※入国管理局にも用紙はありません）
2. パスポート
3. 在留カード
4. アルバイト内容を明らかにする書類（各自用意）

（※参考：新規入国の場合、出入国空港において、資格外活動許可申請ができます。）

ただし、再入国による入国者は対象外となりますので、従来通り、入国管理局にて申請を行ってください

③ 資格外活動許可の申請手続き期間：

資格外活動許可の申請から許可がおりるまでは、約2週間～2か月ほどかかります。

資格外活動許可がおりるまでの申請期間中は、絶対にアルバイトをしないでください。強制退去を含む処罰の対象となります。

④ 資格外活動許可を受けた場合の、アルバイト時間：

1週間につき28時間以内（大学の定めた長期休み期間中は1日8時間以内 ※大学からの発行書類が必要）で、アルバイトができます。この制限時間を越えてのアルバイトは、絶対にやめてください。強制退去を含む処罰の対象となります。

⑤ 大学への届出：

アルバイトをはじめの場合、またはアルバイト先を変更した場合は、すみやかに大学事務局 3F 受付へ、以下3つの書類を提出してください。

1. パスポートのコピー（資格外活動許可証の証印シールが貼られたページ）
2. 在留カードのコピー（表裏両方）
3. 資格外活動（アルバイト）調書（用紙は大学事務局 3F 受付にありますので、申し出て下さい）

⑥ 禁止されているアルバイト：

風俗関連営業が含まれている営業所では、アルバイトはできません。万が一、後述の禁止アルバイトを行った場合、資格外活動許可を取り消されるだけでなく、国外退去強制処分を受けることもありますので、十分に注意してください。特に最近では、巧妙な手口で禁止アルバイトに誘われたり、自分のアルバイト先が風俗関連営業だと気付かず働いてしまい、摘発されたりするケースがありますので、少しでも疑問を感じたら、すぐに大学へ相談してください。

■ 禁止アルバイト

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下、風適法とする)第2条第1項にいう「風俗営業」が営まれている営業所において行う活動
(例:客を接待して飲食させるキャバレー・スナックなど、店内の照明が10ルクス以下(薄暗い)の喫茶店・バーなど、マージャン店・パチンコ店・スロットマシン設置業などで行うアルバイト)
2. 風適法第2条第6項にいう「店舗型性風俗特殊営業」が営まれている営業所において行う活動
(例:ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップなどで行うアルバイト)
3. 風適法第2条第7項にいう「無店舗型性風俗特殊営業」に従事する活動
(例:出張・派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売業などに従事するアルバイト)
4. 風適法第2条第8項にいう「映像送信型性風俗特殊営業」に従事する活動
(例:インターネット上でわいせつな映像を提供する営業などに従事するアルバイト)
5. 風適法第2条第9項にいう「店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動
(例:いわゆるテレホンクラブの営業などに従事するアルバイト)
6. 風適法第2条第10項にいう「無店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動
(例:いわゆるツーショットダイヤル、伝言ダイヤルの営業などに従事するアルバイト)
7. 風適法第2条第6項4号にいう「専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業」に附随する活動
(例:寝具交換や客室清掃等)

▼入管法第19条の2:

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-8.html>

1-6. 卒業後の就職活動について

大学を卒業した留学生が、大学在学中から日本への就職を目的として就職活動を行っており、卒業後も引き続き、その就職活動を継続したい場合、在留資格を「留学」から「特定活動」(継続就職活動)へ変更することが可能です。

「特定活動」の在留資格は、在留期間が6ヶ月ですが、一度だけ、更新申請ができますので、最長で1年間日本で就職活動を行うことができます。

「留学」から「特定活動」(継続就職活動)への在留資格の変更には、大学が発行する推薦状が必要となりますが、本学では、毎年12月頃に推薦状発行申請についての告知を行いますので、希望する学生は、大学が定めた方法・期日にて、申請手続きを行ってください。

なお、大学を卒業した後、「留学」の在留資格のまま、就職活動を行うことはできませんので、注意してください。

※参考:大学からの推薦状は、在学中に一定以上の適切な就職活動を行なっている留学生に対し、発行します。留年している留学生には発行しません。

1-7. 住民票（写し）の交付について

新しい在留管理制度がはじまったことにより、外国人登録制度がなくなり、外国人にも住民基本台帳法が適用されます。それに伴い「登録原票記載事項証明書」に代わり「住民票（写し）」が交付されます。住民票（写し）の提出を求められた場合は、お住まいの地域の市役所または区役所にて、住民票（写し）の交付申請をしてください。住民票（住民基本台帳）は、市役所・区役所等に登録してある内容を公に証明することを目的とする制度です。

1-8. 市役所または区役所への、住所の届出について

住居地が決定して住所が定まった場合や、引越しをして住所が変更になった場合、14 日以内に、在留カード（在留カードを後日交付する場合は、パスポート）を持参の上、お住まいの地域の市役所または区役所にて、住所変更の届出を行ってください。

■引越し前に行う届出：

引越し前、在留カードを持参の上、引越し前の地域の市役所または区役所にて、転出届の手続きをして、転出証明書の交付を受けてください。

また、転出の手続きと合わせて、国民健康保険（※次ページにて説明）の保険証を返納してください。

■引越し後に行う届出：

引越し後 14 日以内に、在留カードと、交付された転出証明書を持参の上、引越し先の地域の市役所または区役所にて、転入届の手続きをするとともに、在留カードに新しい住所を記載してもらってください。

また、転入の手続きと合わせて、新たに国民健康保険（※次ページにて説明）の加入手続きをしてください。

▼入管法第 19 条 9 の 1：

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00023.html

※住所の変更があった場合、大学事務局にも届出を行ってください。

1-9. 大学への届出について

以下、在留資格に関する手続きを行った場合、大学への届出が必要です。在留カードを持参の上、大学事務局 3F 受付にて、目的に応じた届出を行ってください。

また、必要となる届出用紙は、大学事務局 3F 受付にありますので、お申し出ください。

- ・在留カードを再交付した場合：「在留カード再交付」の届出が必要です。
- ・在留資格を変更した場合：「在留資格変更」の届出が必要です。
- ・在留期間を更新した場合：「在留期間更新」の届出が必要です。
- ・本国へ一時帰国をする場合：「一時出国」の届出が必要です。
- ・アルバイトをする場合、アルバイト先を変更した場合：「アルバイト調書」の届出が必要です。
- ・住所を変更した場合：「住所変更」の届出が必要です。

※この報告がない場合、大学にて適切な在留管理ができないため、自分自身に不利益が生じることがあります（例：入国管理局から、大学へ質問があった場合、適切な回答ができない など）。

2. 健康・医療・保険について

—— 留学生在が日本で安心して生活するための、健康・医療・保険について説明します ——

2-1. 病院へ行くための基礎知識

病気やケガで病院に行く時は、国民健康保険証（※次項目で説明）と現金が必要です。

病院によって診療時間は違いますが、通常は月曜日から金曜日の17時頃までです。受付順に診察をします。夜間（午後6時以降）と日曜日・祝日は、ほとんどの病院が診察をしていませんので、気をつけてください。そのため、急なケガや病気になった時のために、あらかじめ、お住まいの地域の休日・夜間救急診療所を調べておくことをおすすめします。

また、事故などで大ケガをした場合や、急を要する病気の場合は、消防署（番号：119番）へ連絡し、救急車を呼んでください。ただし、軽いケガや通院等では、救急車の利用はできません。

2-2. 国民健康保険について

日本の医療機関で治療を受けると高額な治療費がかかり、経済的にも大きな負担となります。

国民健康保険は、病気やけがをした時に、個人医療費の負担の軽減を目的とした治療が受けられる医療保険制度です。3ヶ月以上日本に在留する外国人は、国民健康保険の加入が義務づけられています。

国民健康保険の加入により発行された「保険証」を提示すれば、病気やけがで病院に行った時の国民健康保険法の適用を受ける医療費総額のうち、治療費の70%が国民健康保険によって補助されますので、支払うお金は30%ですみます。ただし、国民健康保険対象外の治療もありますので、歯科治療や入院をする場合などは、あらかじめ病院で確かめてください。

① 国民健康保険の加入：

国民健康保険は、お住まいの地域の市役所または区役所にて、加入手続きを行ってください。

国民健康保険は、住民登録を行った時点（お住まいの住所に転入した日）から資格が発生しますので、お住まいの住所に転入手続きをする時に、一緒に加入手続きを行ってください。

国民健康保険に加入すると、「保険証」が発行されます。病院に行く時は、必ず保険証を持って行き、診療受付で保険証を見せてください。なお、国民健康保険加入の届け出が遅れると、保険証がないために、その間の医療費が全額自己負担になります。

② 国民健康保険の保険料：

毎月の保険料はお住まいの地域により異なります。保険料は条件によって減額制度（支払う額を減らすことができる制度）もあるので、市役所または区役所の窓口にお問い合わせしてみてください。

③ 引越しをする時の国民健康保険の手続き：

■引越し前に行う届出：

在留カードを持参の上、引越し前の地域の市役所または区役所にて、転出届の手続きと一緒に、保険証を返納してください。

■引越し後に行う届出：

引越し後14日以内に、在留カードと、交付された転出証明書を持参の上、引越し先の地域

の市役所または区役所にて、転入届の手続きと一緒に、新たに国民健康保険の加入手続きをしてください。※大学事務局にも住所変更の届出をしてください。

④ 卒業等で本国へ帰る場合の手続き：

卒業等で本国へ帰国するときは、国民健康保険の脱退手続きが必要となります。日本を出国前に、お住まいの地域の市役所または区役所にて必要な手続きをしてください。

⑤ 国民健康保険の適用外となる治療：

- ・保険が適用できない診療、差額ベッド代、材料費など
- ・健康診断（大学で行うものは無料です）
- ・予防注射
- ・美容整形
- ・歯列矯正
- ・労災の対象となる、仕事中的けが
- ・出産および経済的な理由による人工妊娠中絶（分娩に異常があった際は保険対象になります）
※出産した際、出産一時金として1人につき約30万円が支給されます。

2-3. 大学の健康診断の受診について

在学中は、毎年4月に無料の健康診断があります。自分では気づきにくい症状を見つけることにもつながり、みなさんの健康維持に大きな役割を果たします。

また、就職活動や奨学金の審査の際に、健康診断証明書が必要となる場合があります。大学の指定する時期に健康診断を受診しない場合、この証明書の発行はできません。大学の指定以外で健康診断の受診をする場合は、別途料金がかかりますのでご注意ください。

2-4. キャンパス内でけがをしたり、具合が悪くなったりした場合

まずは、すぐに大学のスタッフへ声をかけてください。大学には応急処置のための救急用品や備品が用意してありますので、必要に応じてお渡しします。また、学内の保健室で休むことが可能です。

2-5. 医療相談窓口 (8.学外の施設の紹介も参考にしてください)

■東京都保健医療情報センター（ひまわり）

外国語で対応可能な病院の紹介、緊急時の電話による通訳サービス、医療機関の検索

・Tel：03-5285-8181

・ホームページ：<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq/qq13tomnlt.asp>

■AMDA 国際医療情報センター

電話で言葉の通じる医療機関の紹介や医療福祉制度など医療情報の提供を行っています。

・Tel：03-5285-8088

・ホームページ：http://amda-imic.com/modules/activity/index.php?content_id=13

■多言語医療問診票

多言語医療問診票は、外国人が病気やけがをしたときに、その症状を母国語で医師などに伝えられるように制作されたものです。現在、18言語に対応しています。

・ホームページ：<http://www.kifjp.org/medical/>

3. 緊急時の対応について

— 緊急時の対応や関係機関への連絡について説明します —

3-1. 犯罪に巻き込まれたら、警察に連絡しましょう

ひったくりにあった、部屋に侵入された、他人にけがをさせられた場合など、事件・事故・盗難は、警察へ連絡します。電話番号は、「110」番です。この番号は、24 時間受付で、無料、複数言語に対応します。

また、自分の持ち物を盗まれたり、紛失したりした場合は、近くの交番か警察署で「被害届」「遺失届」を提出してください。その中でも、銀行通帳やクレジットカード等が盗まれた場合は、すぐに銀行やカード会社に使用中止の手続きをしてください。

パスポートが盗まれた場合や紛失した場合は、大使館に再発行してもらうこととなりますが、その場合に警察署が発行する「被害届」や「遺失届」が必要になります。

緊急ではない生活上の安全（金銭や物品の貸借や契約、悪徳商法やストーキング事案等）に関する相談は、「#9110」番です。

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg8410.html>

▼警視庁 犯罪防止啓発チラシ：

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/cyber/info/flyer/index.html>

▼警視庁情報セキュリティ広場：

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/cyber/>

3-2. 急を要する病気や大けがをした場合は、救急車を呼びましょう

急を要する病気や、事故などで大けがをした場合、電話番号「119」番へ連絡し、「救急（きゅうきゅう）です」と伝え、救急車を呼んでください。この番号は、24 時間受付で、無料、英語でも対応します。ただし、軽いけがや急を要する病気以外では、救急車の利用はしないでください。

3-3. 交通事故にあった場合は、警察に連絡し、大けがを負った場合は、救急車を呼びましょう

交通事故を起こした、交通事故の被害にあった場合は、警察へ連絡します。電話番号は、「110」番です。この番号は、24 時間受付で、無料、複数言語に対応します。

交通事故で大けがをした場合は、電話番号「119」番へ連絡し、救急車を呼んでください。

なお、交通事故にあったが軽症ですんだ場合でも、時間が経つと、けがの痛みが激しくなったり、後遺症が残ったりしてしまう場合もありますので、後日、必ず病院で診断・治療を受けてください。

3-4. 火事になった場合は、消防へ連絡しましょう

火事になった場合は、消防署へ連絡します。電話番号は、「119」番です。救急と同じ番号ですので、まず「消防です」と伝えます。この番号は、24 時間受付で、無料、英語でも対応します。

アパートやマンションに、赤いランプの火災警報器が設置されている場合、ボタンを押すとベルが鳴り、周囲に危険を知らせてくれます。また、住宅には、住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。それぞれ、設置場所を確認しておきましょう。

4. 地震や台風などの自然災害について

— 自然災害から身を守るための、日頃の心構えと対策、注意事項などについて説明します —

4-1. 地震について

日本は地震の多い国です。突然起こる地震に対して、日頃から備えを心がけ、防災訓練などには積極的に参加し、大学や住んでいる地域の避難経路や、避難場所も確認しておきましょう。

また、いざという時のために、缶詰や乾パン、衣料品や懐中電灯、ラジオや救急箱、身分証明書のコピーや現金等をまとめて、非常時にすぐに持ち出せる場所においておくことをおすすめします。

！ もし地震がおきたら・・・

■屋外にいる場合：

外にいるときに地震にあったら、頭の上から落ちてくるものや窓ガラスの破片、道路の亀裂や車に注意をして、できるだけ広いところへ避難してください。

■屋内にいる場合：

建物の中で揺れを感じたら、落下物から身を守る硬いテーブルの下などに避難してください。公共の場にいるときに地震にあったら、あわてず、騒がず、自分の身の安全確保と周りの安全を確認し、その公共の場に所属している職員の指示を待ちましょう。避難をするときは館内放送または職員の誘導に必ず従ってください。

また、部屋にいるときに地震がおきた場合、ドアや窓がゆがんで外に出られなくなることがあります。そのため、部屋にいるときに地震がおきたら、身の安全とともに、外へ続く玄関や窓を開けて、出口を確保しておくことが大切です。

■大学キャンパスまたは大学周辺にいる場合：

大学キャンパス内にいる場合は、事務局スタッフの指示にしたがって行動してください。キャンパス近辺にいる場合は、周りの安全を確認しながら、駿河台キャンパスまで移動してください。

■火を使っているときに地震がおきた場合：

地震の揺れがおさまったら、まず、使っていた火を消します。出火したときは、落ちついて消火しましょう。大きな地震で死傷率を上げているのは火災です。くれぐれも、火の始末は忘れないでください。

(参考)

千代田区は、東京都の調査により、震災時に大規模な延焼火災の危険性が比較的少ないと認められたため、区内全域を広域的な避難を要しない「地区内残留地区」と指定し、区内の全広域避難場所の指定を解除しています。

また、広域避難場所の指定が解除されたため、広域避難場所に避難するために集まる一時集合場所についても、すべて指定を解除しています。地震発生の際、すぐに避難を開始するのではなく、自宅や、ビル等に留まり、被災状況を把握し、万一、危険を感じた場合は、「避難所」や「帰宅困難者支援場所」に避難するように指定されています

詳細は次ページで紹介している、千代田区の防災ホームページを確認してください。

■（参考）防災に関するホームページの紹介

▼千代田区の防災ホームページ

<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/bosai/index.html>

▼首都圏防災ネット

<http://www.9tokenshi-bousai.jp/>

▼防災と災害時に役立つ情報

<https://www.tokyo-icc.jp/information/howto.html>

4-2. 台風・大雨について

台風や大雨の情報は、テレビやラジオで注意して聞いてください。家の周りに飛ばされそうなものがあつたら、室内に取りこむか飛ばないように固定し、停電に備えて懐中電灯やローソク（倒れにくいもの）を用意しておくことをおすすめします。

また、地震のときと同じように、缶詰や乾パン、衣料品や懐中電灯、ラジオや救急箱、貴重品等をまとめて、非常時にすぐに持ち出せる場所においておくといよいでしょう。

！もし台風や大雨がおきたら・・・

強い風で色々なものが飛んできます。また大雨の場合、道が川のようになり足をとられやすくなります。危険なので外出はできるだけしないでください。もしも外出している場合は、早めに帰宅しましょう。また、家の窓ガラスが飛ばされてきたもので割れないように、家にいる場合は雨戸をしめましょう。雨戸がない場合は必ずカーテンを閉めましょう。

4-3. 地震・台風・大雨等の自然災害がおきた場合の授業について

自然災害（地震・台風などの自然現象が直接原因となって起こる災害）が発生した場合、以下の基準に従い、授業を休講する場合があります。

※上記の基準を満たした場合でも、状況によっては授業を実施する場合があります。

■東京都千代田区に特別警報もしくは暴風、暴風雪いずれかの警報が発令された場合

- ・ 午前 6 時に発令中の場合は、1 限、2 限の授業等を原則休講とします。
- ・ 午前 10 時に発令中の場合は、3 限、4 限の授業等を原則休講とします。
- ・ 午後 1 時に発令中の場合は、5 限、6 限の授業等を原則休講とします。
- ・ 授業開始後に発令された場合は、次の時限以降の授業等を原則休講とします。

■大規模地震対策特別措置法（大震法）に基づく警戒宣言が発令された場合

- ・ 午前 6 時に発令中の場合は、1 限、2 限の授業等を原則休講とします。
- ・ 午前 10 時に発令中の場合は、3 限、4 限の授業等を原則休講とします。
- ・ 午後 1 時に発令中の場合は、5 限、6 限の授業等を原則休講とします。
- ・ 授業開始後に発令された場合は、次の時限以降の授業等を原則休講とします。

■休講等になった場合の連絡方法：

授業の休講又は代替措置を講じる場合は、下記時刻までにデジキャン上で周知します。

1・2 限：午前 6 時 30 分まで / 3・4 限：午前 10 時 30 分まで / 5・6 限：午後 1 時 30 分まで

5. 授業の出席管理について

—— 留学生にとって非常に大切な、授業の出席管理について説明します ——

留学の在留資格は、大学で学ぶことを目的として与えられます。そのため、デジタルハリウッド大学では、留学生の授業の出席率の基準を「80%以上」と定めています。

この授業の出席率 80%以上という基準は、あくまでも最低限の目安です。授業は当然、100%出席しなければなりません。病気などのやむを得ない場合を考慮して、最低でも 80%は出席していないと留学生として問題である、という意味です。

① 授業への出席方法：

授業教室の出入口付近に設置してあるカードリーダーに学生証をかざしてください。「受付完了」とパネルに表示されると、認証完了となります。

② カードリーダーの読み取り時間による、授業の出席・欠席の判断：

授業の出席・欠席の扱いは、授業開始時刻を基準に、学生証をカードリーダーにかざした時間により、以下のようになります。

- ・出席：授業開始 10 分前～授業開始後 5 分未満
- ・欠席：授業開始 5 分以降

③ 授業の欠席となる場合：

以下の場合、実際に授業に出席していても、欠席扱いとなりますので、注意してください。

- ・学生証をカードリーダーにかざし忘れた場合
- ・学生証を忘れた場合
- ・授業開始 10 分 1 秒前に、学生証をカードリーダーにかざした場合
- ・授業開始 5 分以降に、学生証をカードリーダーにかざした場合
- ・学生証を他の IC カードと一緒にカードリーダーにかざした場合や、何らかの理由により、カードリーダーの読み取りエラーとなった場合

※授業そのものに出席していない場合も、当然、欠席となります。

※学生証の不正利用（カードタッチをした後、退出して授業を受けていないなど）が確認された場合も欠席となり、懲罰規定に基づき処分されます。

④ 2 時限続きの授業に出席する場合：

2 時限続きの授業に出席する場合、各授業の始まりの時間に、学生証をカードリーダーにかざす必要があります。つまり、1 回の授業で、2 回分、学生証をカードリーダーに読み取らせることになります。

■例：1・2 限授業の場合は、1 限開始の 10 分前～開始 5 分より前に学生証をカードリーダーにかざし、1 限終了後、再び、2 限開始の 10 分前～開始 5 分より前に学生証をカードリーダーにかざしてください。

※ただし、科目によって別の方法を出席点として扱う場合もありますので、その際は教員の指示に従ってください。

⑤ 出席率の管理は自分自身で行う：

自分の出席率は、「デジキャン」の「出席状況」で確認ができます。1日1回は、デジキャンで授業の出席状況を確認してください。ただし、授業の出欠状況は、実際の授業の翌日に反映されますので、注意してください。

また、まれに、カードリーダーの読み取りエラーで、実際には、出席となるはずだった授業が、欠席となってしまう場合があります。そういった場合は、すぐに大学事務局にメールで連絡してください。連絡を受けた大学事務局が、申し出のあった授業の出欠状況についてエラーが確認できた場合、欠席から出席に修正します。

「デジキャン」での自分自身の出席率管理は、成績付けや在留資格の管理の上でも、非常に重要なこととなります。「自分の出席率は、自分で管理する」ということを意識して、1日1回は、デジキャンで出席率の確認をしてください。

⑥ 遅刻した場合：

やむを得ぬ理由により遅刻した場合は、授業の妨げにならぬよう、静かに入室してください。

※前項に示す通り、授業開始5分以降に入室した場合は欠席となります。

※授業により遅刻者の入室を禁止する場合があります。詳細はシラバスや授業内での各担当教員の指示に従ってください。

※科目によって上記のルールが異なることもあります。詳細はシラバスや授業内で担当教員の指示に従ってください。

※交通機関の遅れによる遅刻の場合、以下を参照の上、手続きを行ってください。

⑦ 交通機関の遅れによる遅刻の場合：

交通機関の遅れによる遅刻の場合、各交通機関が配布している「遅延証明書」とともに、大学の所定用紙である「電車遅延時出席申請書」を、大学事務局3F受付へ提出することで、デジキャンでの欠席または遅刻の反映が、出席または遅刻へ修正されることがあります。

申請方法は、以下の通りです。

■交通機関の遅れにより遅刻したため、デジキャンでの出欠情報の修正を申請する場合の手続き：

- ①各交通機関が配布している「遅延証明書」をもらう。
- ②大学キャンパスに到着したら、授業が行われている教室に静かに入室し、学生証をカードリーダーにかざす。
- ③当該授業が終了後、休み時間の間に「電車遅延時出席申請書」を、大学事務局3F受付から受け取る。
- ④「電車遅延時出席申請書」に、必要事項を記入の上、交通機関からもらってきた「遅延証明書」を貼付して、当該授業直後の休み時間の間に、大学事務局3F受付へ提出する。
- ⑤2週間以内に、当該授業のデジキャンでの欠席または遅刻の反映が、出席または遅刻へ修正される。

※注意：

- ・「電車遅延時出席申請書」の提出は、当該授業終了直後の休み時間のみとします。それ以外の時間は、デジキャンでの修正は行ないませんので、くれぐれも注意してください。
- ・「電車遅延時出席申請書」の記入に不備がある場合や、虚偽が発覚した場合、デジキャンの修正は行ないません。

⑧ 早退する場合：

やむを得ぬ理由により早退する場合は、事前に担当教員に事情を説明のうえ、静かに退出してください。

事前に担当教員に説明がなく教室から退出した場合や、授業開始後 60 分以内の早退は、欠席として扱います。

⑨ 出席率が 80%以下の場合：

大学では、留学生の出席率を確認し、80%以上の基準を満たしていない留学生に対し、注意や面談などを行います。

大学からの注意を受けたにも関わらず、改善が見られない場合は、保護者・保証人の方への連絡を行い、それでも改善が見られない場合は、最終的に除籍となります。病気などの事情で、やむをえず授業に出席できない場合は、至急、大学へ相談してください。

なお、学期の終了時の授業の出席率の平均が 80%未満の場合、次年度の学費の減免は停止となります。詳細は、次ページを確認してください。

6. 私費外国人留学生学費減免制度について（重要）

—学費減免審査について説明します（基準に達していない場合は、学費減免が停止となります）—

デジタルハリウッド大学では、私費外国人留学生を対象に、学費の減免制度を行っています。これは、大学が学費の補助を行い、留学生の経済的負担を軽減することで、学業が継続され、実りある留学生活を送ってもらうことを目的としています。

学費の減免は、1年ごとに審査を行います。学費減免を希望する留学生は、大学が指定した期日・方法にて、学費減免申請の手続きを行なう必要があります。大学は、学費減免申請をした留学生に対し、学業状況などについて審査を行います。そして、その大学の審査を通過した留学生のみ、次年度の授業料が減免されます。

学費減免制度については、以下の「**■私費外国人留学生学費減免制度 実施要項**」を確認してください。

「**■私費外国人留学生学費減免制度 実施要項**」

1. 対象者

申請時においてデジタルハリウッド大学の1～3年次に在籍し、出入国管理及び難民認定法別表第1の4に定める「留学」の在留資格を有する者。

ただし、以下のいずれかに該当する者は対象から除外する。

- ① 在留資格「留学」から他の在留資格（永住者、定住者、配偶者、日本国籍など）に変更になった者
- ② 審査対象期間において出席率が大学の定める率（基準：80%）未満であった者
- ③ 学業が著しく不良であると判断された者
- ④ 退学又は懲罰規程に基づき処分を受けた者
- ⑤ 国費留学生
- ⑥ 入学時に私費外国人留学生減免制度対象外として入学した者
- ⑦ 特待生など私費外国人留学生減免制度以外の減免を適用されている者

2. 減免金額

学業成績に応じて、次年度の学費について以下のいずれかの減免となります。

- ・私費外国人留学生 第1種減免生：2018年度の授業料30%を減免
- ・私費外国人留学生 第2種減免生：2018年度の授業料15%を減免

3. 申請方法

9月下旬にデジキャンにて減免審査の告知を行います。学費減免を希望する者は、大学が告知で指定した期日までに、デジキャンの申請フォームにて申請を行ってください。（例年、期限を10月中旬までとしています。遅れのないように、余裕をもって申請してください。）

4. 学費減免の審査

- ・現在1年次に在籍する者：1年次前期の学業・出席状況を審査します。
- ・現在2年次に在籍する者：1年次後期～2年次前期の学業・出席状況を審査します。
- ・現在3年次に在籍する者：2年次後期～3年次前期の学業・出席状況を審査します。

※学費減免が停止となった場合でも、次の1年間で学業・出席状況の改善が認められた場合は、次年度に再度、学費減免審査の申請をすることができます。

6. 学費減免の審査結果

学費減免の審査結果は、11月中旬を目安に、デジキャンで通知します。また、2月～3月頃に配布する次年度分の「学費納入案内」にて確認することもできます。

ただし、3年次に在籍する者の内、進級判定にて、4年次への進級が認められなかった者は、審査結果は取り消しとなり、学費減免は停止となります。

7. 再審査の申し出について

学費減免の審査の上、減免停止となった者でも、病気その他のやむをえない事情がある場合に限り、大学が定める問い合わせ期間中に限り、再審査の申し出を行うことができます。

※欠席理由が病気等の場合は、日本の医療機関の発行する診断書を提出する必要があります。

※私費外国人学費減免制度の申請に係る詳細は、9月下旬を目安にデジキャンにて告知します。

7. 休学・退学・除籍について

—— 留学生が大学を休学・退学・除籍となった場合、本国へ帰国する必要があります
休学・退学を検討している留学生は、不法滞在とならないよう、特に注意をしてください ——

7-1. 休学について

病気、その他やむを得ない事情により、長期にわたり授業へ出席できない時は、休学に必要なとなる手続きを完了し、学長の許可を得れば、大学を休学することができます。

① 休学期間中の日本への在留：

1. 休学期間中は、「留学」の在留資格のまま、日本に滞在することはできません。必ず本国へ帰国してください。
2. 休学期間中は、本国へ帰国する必要があるため、日本での資格外活動（アルバイト）もできません。
3. 休学期間中は、「留学」の在留資格にて、日本への入国はしないでください。

※大学は、留学生が休学をした場合、入国管理局へ状況の報告を行います。

<詳しい説明>

1. 在留資格「留学」は、日本の教育機関に在籍をして教育を受ける活動を行う者に対して、与えられている在留資格です。
休学、すなわち、大学での勉強を行わない場合は、「留学」の在留資格を満たさないと判断されます。したがって、休学をした場合、在留資格「留学」のまま日本に滞在することはできません。在留資格に見合った活動を3か月以上行っていない場合、在留資格取り消しの対象となります。
2. 休学期間中は、本国へ帰国をするか、休学期間中も日本に滞在する理由がある場合には、その活動に応じた在留資格へ変更する必要があります。
3. 休学中に、「留学」の在留資格のまま、本国へ帰国をせずに日本に滞在していたり、日本でアルバイトを行っていたりする場合、今後の在留期間の更新や在留資格変更時等の審査に影響が出る可能性があります。絶対にやめてください。

② 休学手続きと提出書類：

病気、その他やむを得ない事情で休学を希望する場合は、まず、大学事務局3F受付にある「休学希望理由書」を、定められた期日までに提出してください。

その後、教授会等に報告するための事情聴取や、手続きの説明のため、事務局スタッフと面談を行います。

事務局スタッフとの面談後は、保証人連署の「休学願」とともに、必要となる提出物を、定められた期日までに、大学事務局3F受付へ提出してください。その後、教授会の承認を得、正式な休学となります。

なお、必要な休学手続きを、大学が定めた期日までに行わない場合、休学を希望していた学期の学費が発生しますので、十分注意をしてください。

休学手続きに関する一連の流れは、大学事務局へ確認してください。

7-2. 退学について

病気その他やむを得ない事情で退学を希望する場合は、必要となる手続きを行い、教授会の承認を得る必要があります。

① 退学後の日本への在留：

「留学」の在留資格は、大学を退学した時点で失効となります。たとえ、大学を退学後に、「留学」の在留期間が残っていても、退学した時点で失効しますので、すみやかに本国へ帰国してください。

大学を退学後、日本に在留する場合は、在留資格を「留学」から日本国内で行う活動に応じて、他の在留資格へ変更する必要があります。在留資格変更の手続きをしない場合、不法残留（オーバーステイ）となります。

なお、大学を退学後は、現在持っている資格外活動（アルバイト）許可も失効しますので、くれぐれも注意してください。

※不法残留（オーバーステイ）について

不法残留（オーバーステイ）等をしている外国人は、入国管理局に身柄を収容の上、手続きがとられ、日本から強制送還されることとなります。

また、強制送還後、5年間（事情によっては10年間となる場合もあります。）は日本に入国することはできません。

▼（参考）出国命令制度について 法務省ホームページ：

<http://www.immi-moj.go.jp/news-list/seido01.html>

② 退学手続きと提出書類：

病気、その他やむを得ない事情で退学を希望する場合は、まず、大学事務局3F受付ある「退学希望理由書」を、定められた期日までに提出してください。

その後、教授会等に報告するための事情聴取や、手続きの説明のため、事務局スタッフと面談を行います。

事務局スタッフとの面談後は、保証人連署の「退学願」とともに、必要となる提出物を、定められた期日までに、大学事務局3F付へ提出してください。その後、教授会の承認を得、正式な退学となります。

なお、必要な退学手続きを、大学が定めた期日までに行わない場合、退学を希望していた学期の学費が発生しますので、十分注意をしてください。

退学手続きに関する一連の流れは、大学事務局へ確認してください。

③ 本学における退学と除籍の違い：

退学の場合、「大学に在籍していた」という記録が残ります。したがって、ご自身の経歴に「大学中退」という記載が認められます。また、大学に籍中に修得した単位の記録も残りますので、今後、他の大学に編転入する場合でも、本学で修得した単位の認定が可能な場合があります。

除籍の場合、「大学の懲戒処分」となり、学籍の記録そのものがなくなります。したがって、ご自身の経歴に大学に在籍していたことを記載することは虚偽に当たります。また、修得した単位の記録もなくなりますので、成績証明書や在籍証明書等、証明書類の発行は一切できません。

④ 退学後の進路に応じた在留に関する手続き：

留学生のみなさんは、退学後の進路に応じて、必要となる手続きが異なります。自分がどれに当てはまるか、以下を確認の上、それぞれに必要な手続きを期日までに完了してください。

本国に帰国し就職や進学をする、または、他国にて就職や進学をする場合

■帰国前に行う各種手続き

・住居の退去手続き

退去日の1~2 ヶ月前までに、大家または管理会社へ連絡してください。連絡が遅れると余分に家賃を支払わなければならない場合がありますので、早めに連絡してください。

・電気・ガス・水道・携帯電話などの解約手続き

各社に使用停止の連絡をし、料金を精算します。

・不要物の処理

不要なものを捨てる時は、お住まいの地域のゴミ出しのルールに従ってください。特に大型のゴミを捨てる時は、有料かつ事前に回収業者の予約が必要な場合があります。また、テレビ・冷蔵庫・洗濯機などは、家電リサイクル法により通常の粗大ゴミとは廃棄方法が異なりますので、詳しくは各自治体や家電メーカーのホームページ等で確認してください。

・国民健康保険の脱退手続き

お住まいの地域の市役所または区役所で国民健康保険の脱退手続きを行い、保険証を返納と精算の手続きをしてください。この手続きを怠ると、いつまでも保険料を払い続けなければなりません。

・在留カードの返納

帰国する時に、出国する空港などで、出国証印を受けて返納してください。

※退学後の短期滞在について

大学を退学後、「留学」の在留期間が残っていても、在留資格変更申請をしない場合、不法残留となります。

帰国の準備などで、退学後もしばらく日本に在留することを希望する場合、在留資格を「短期滞在」へ変更できることがあります。大学を退学する前に入国管理局へ相談し、必要な手続きを行ってください。

▼（参考）在留資格変更許可申請について 法務省ホームページ：

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

**在留資格を家族滞在、配偶者、定住者などに変更する場合
(短期滞在を除く)**

■入国管理局への手続き

- ・在留資格変更手続きを行う。

大学を退学する前に、自分自身の状況に応じて、家族滞在、配偶者、定住者など、日本に在留可能な資格へ、在留資格変更申請を行ってください。

▼（参考）在留資格変更許可申請について 法務省ホームページ：
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

■大学への手続き

- ・在留資格変更許可がおりたら、「在留カード」のコピーを大学へ提出する。

以下のいずれかの手段で、大学へ在留カードの両面コピーを提出してください。

- ・フォームで提出する：<http://bit.ly/zairyuucard>
- ・メールの画像添付で提出する：dhu@dhw.ac.jp のアドレス宛に送ってください。
- ・Fax で提出する：03-5297-5788 の Fax 番号宛に送ってください。
- ・郵送で提出する：〒101-0022 東京都千代田区神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ 3 階/4 階の住所宛に送ってください。

日本で別の教育機関に進学する場合

■入国管理局への手続き

- ・活動機関の変更に伴う「活動期間に関する届出（移籍）」の提出をする。

別の教育機関へ進学した場合、入学から 2 週間以内に、入国管理局へ「活動機関に関する届出」の「移籍」の届出が必要となります。「移籍」の届出については、進学先の学校の指示に従ってください。

▼（参考）活動機関に関する届出について 法務省ホームページ：
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00014.html

■大学への手続き

- ・進学予定の教育機関から発行された「入学許可証」のコピーを大学へ提出する。

退学手続き書類と一緒に提出してください。まだ入学許可証が発行されていない場合は、発行され次第で構いませんが、この書類の提出がない場合は、本学が発行する「退学許可証」のお渡しはできませんので、注意してください。

日本で就職する場合

■入国管理局への手続き

・在留資格変更手続きを行う。

日本での就職が決まっている場合、大学を退学する前に、「留学」から就労可能な在留資格「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格変更の申請を行ってください。在留資格の変更申請は、原則として本人が入国管理局にて手続きを行います。

在留資格変更の審査は、通常1ヶ月～3ヶ月程度かかりますので、就職が決まったらすみやかに入国管理局へ相談し、就労までに在留資格の変更が完了するように必要書類を揃え、手続きを行ってください。

▼（参考）在留資格変更許可申請について 法務省ホームページ：

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

⑤ 活動機関の離脱に伴う「活動機関に関する届出（離脱）」の提出：

2012年7月9日以降に在留資格変更許可、在留期間更新許可等を受けた留学生は、本学からの退学に伴い、入国管理局へ「活動機関に関する届出」の「離脱」の届出をすることが必要です。

この届出は、留学生に代わり、大学が入国管理局へ提出をしますので、「退学手続き書類」の中にある「(5) 活動機関に関する届出（離脱）」は、間違いのないように記入してください。なお、この届出が適切に行われない場合、罰則や在留資格の取消し対象となってしまう可能性があります。

▼（参考）活動機関に関する届出について 法務省ホームページ：

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00014.html

※退学の詳細については、【学生ガイド】を確認してください。

7-3. 除籍について

除籍とは、大学から籍を抜かれることです。つまり、大学にいたることができなくなり、留学の在留資格も失います。

大学が留学生としての責務を果たしていないと判断した場合、デジタルハリウッド大学学則第41条に基づき、除籍処分となります。

除籍となった場合、「留学」の在留資格は失効します。たとえ、大学を除籍後に、「留学」の在留期間が残っていても、除籍となった時点で失効しますので、すみやかに本国へ帰国してください。

大学を除籍後、日本に在留する場合は、在留資格を「留学」から日本国内で行う活動に応じて、他の在留資格に変更する必要があります。在留資格変更の手続きをしない場合、不法残留（オーバーステイ）となります。

なお、大学を除籍後は、現在持っている資格外活動（アルバイト）許可も失効しますので、くれぐれも注意してください。

※不法残留（オーバーステイ）について

不法残留（オーバーステイ）等をしている外国人は、入国管理局に身柄を収容の上、手続がとられ、日本から強制送還されることとなります。

また、強制送還後、5年間（事情によっては10年間となる場合もあります。）は日本に入国することはできません。

▼（参考）出国命令制度について 法務省ホームページ：

<http://www.immi-moj.go.jp/news-list/seido01.html>

① 留学生が大学から除籍処分を受ける事例：

以下、除籍となる事例です。

1. 大学が定める期日までに、学費の支払いがない場合（学費支弁が困難で、留学の続行が難しいと判断します）
2. 出席率が80%未満の状態が続く場合（留学生としての責務を果たしていないと判断します）
3. 在籍期間が8年を超える場合
4. その他、大学からの処分を受けた場合
5. 入管法第22条の4(6)に定める当該在留資格に係る活動を継続して3ヶ月以上行っていない場合

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyuu/torikeshi.html>

※1・2・5の事例は、除籍となる前に、大学から注意や勧告の連絡が行きますので、必ず応じてください。何か事情などがある場合は、すぐに大学事務局のスタッフへ相談してください。

② 本学における退学と除籍の違い：

退学の場合、「大学に在籍していた」という記録が残ります。したがって、ご自身の経歴に「大学中退」という記載が認められます。また、大学に在籍中に修得した単位の記録も残りますので、今後、他の大学に編転入する場合でも、本学で修得した単位の認定が可能な場合があります。

除籍の場合、「大学の懲戒処分」となり、学籍の記録そのものがなくなります。したがって、ご自身の経歴に大学に在籍していたことを記載することはできません。在籍証明ができかねますので、大学に在籍していた記載した場合、虚偽や詐称に当たります。また、修得した単位の記録もなくなりますので、成績証明書や在籍証明書等、証明書類の発行は一切できません。

③ 除籍後の進路に応じた在留に関する手続き：

留学生は、除籍後の進路に応じて、必要となる手続きが異なります。
自分自身がどれに当てはまるか以下を確認の上、必要となる手続きを期日までに完了してください。

本国に帰国し就職や進学をする、または、他国にて就職や進学をする場合

■帰国前に行う各種手続き

・住居の退去手続き

退去日の1~2カ月前までに、大家または管理会社へ連絡してください。連絡が遅れると余分に家賃を支払わなければならない場合がありますので、早めに連絡してください。

・電気・ガス・水道・携帯電話などの解約手続き

各社に使用停止の連絡をし、料金を精算します。

・不要物の処理

不要なものを捨てる時は、お住まいの地域のゴミ出しのルールに従ってください。特に大型のゴミを捨てる時は、有料かつ事前に回収業者の予約が必要な場合があります。また、テレビ・冷蔵庫・洗濯機などは、家電リサイクル法により通常の粗大ゴミとは廃棄方法が異なりますので、詳しくは各自治体や家電メーカーのホームページ等で確認してください。

・国民健康保険の脱退手続き

お住まいの地域の市役所または区役所で国民健康保険の脱退手続きを行い、保険証の返納と精算の手続きをしてください。この手続きを怠ると、保険料を払い続けなければなりません。

・在留カードの返納

帰国する時に、出国する空港などで、出国証印を受けて返納してください。

※除籍後の短期滞在について

大学を除籍後、「留学」の在留期間が残っていても、在留資格変更申請をしない場合、不法残留となります。帰国の準備などで、除籍後もしばらく日本に在留することを希望する場合、在留資格を「短期滞在」へ変更できることがあります。大学を除籍する前に入国管理局へ相談し、必要な手続きを行ってください。

▼（参考）在留資格変更許可申請について 法務省ホームページ：

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

在留資格を家族滞在、配偶者、定住者などに変更する場合 (短期滞在を除く)

■入国管理局への手続き

・在留資格変更手続きを行う。

自分自身の状況に応じて、家族滞在、配偶者、定住者など、日本に在留可能な資格へ、在留資格変更申請を行ってください。

▼（参考）在留資格変更許可申請について 法務省ホームページ：

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

■大学への手続き

- ・在留資格変更許可がおりたら、「在留カード」のコピーを大学へ提出する。
以下のいずれかの手段で、大学へ在留カードの両面コピーを提出してください。
 - ・メールの画像添付で提出する : dhu@dhw.ac.jp のアドレス宛に送ってください。
 - ・Fax で提出する : 03-5297-5788 の Fax 番号宛に送ってください。
 - ・郵送で提出する : 〒101-0022 東京都千代田区神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ 3 階/4 階の住所宛に送ってください。

日本で別の教育機関に進学する場合

■入国管理局への手続き

- ・活動機関の変更に伴う「活動期間に関する届出（移籍）」の提出をする。
別の教育機関へ進学した場合、入学から 2 週間以内に、入国管理局へ「活動機関に関する届出」の「移籍」の届出が必要となります。「移籍」の届出については、進学先の学校に聞いてください。
- ▼（参考）活動機関に関する届出について 法務省ホームページ：
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00014.html

■大学への手続き

- ・進学予定の教育機関から発行された「入学許可証」のコピーを大学へ提出する。
※まだ入学許可証が発行されていない場合は、発行され次第で構いません。

日本で就職する場合

■入国管理局への手続き

- ・在留資格変更手続きを行う。
日本での就職が決まっている場合、「留学」から就労可能な在留資格「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格変更の申請を行ってください。在留資格の変更申請は、原則として本人が入国管理局にて手続きを行います。
在留資格変更の審査は、通常 1 ヶ月～3 ヶ月程度かかりますので、就職が決まったらすみやかに入国管理局へ相談し、就労までに在留資格の変更が完了するように必要書類を揃え、手続きを行ってください。
- ▼（参考）在留資格変更許可申請について 法務省ホームページ：
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

④ 活動機関の離脱に伴う「活動機関に関する届出（離脱）」の提出：

2012 年 7 月 9 日以降に在留資格変更許可、在留期間更新許可等を受けた留学生は、本学からの除籍に伴い、入国管理局へ「活動機関に関する届出」の「離脱」の届出をすることが必要です。
なお、この届出が適切に行われない場合、罰則の対象となってしまう可能性があります。

▼（参考）活動機関に関する届出について 法務省ホームページ：
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00014.html

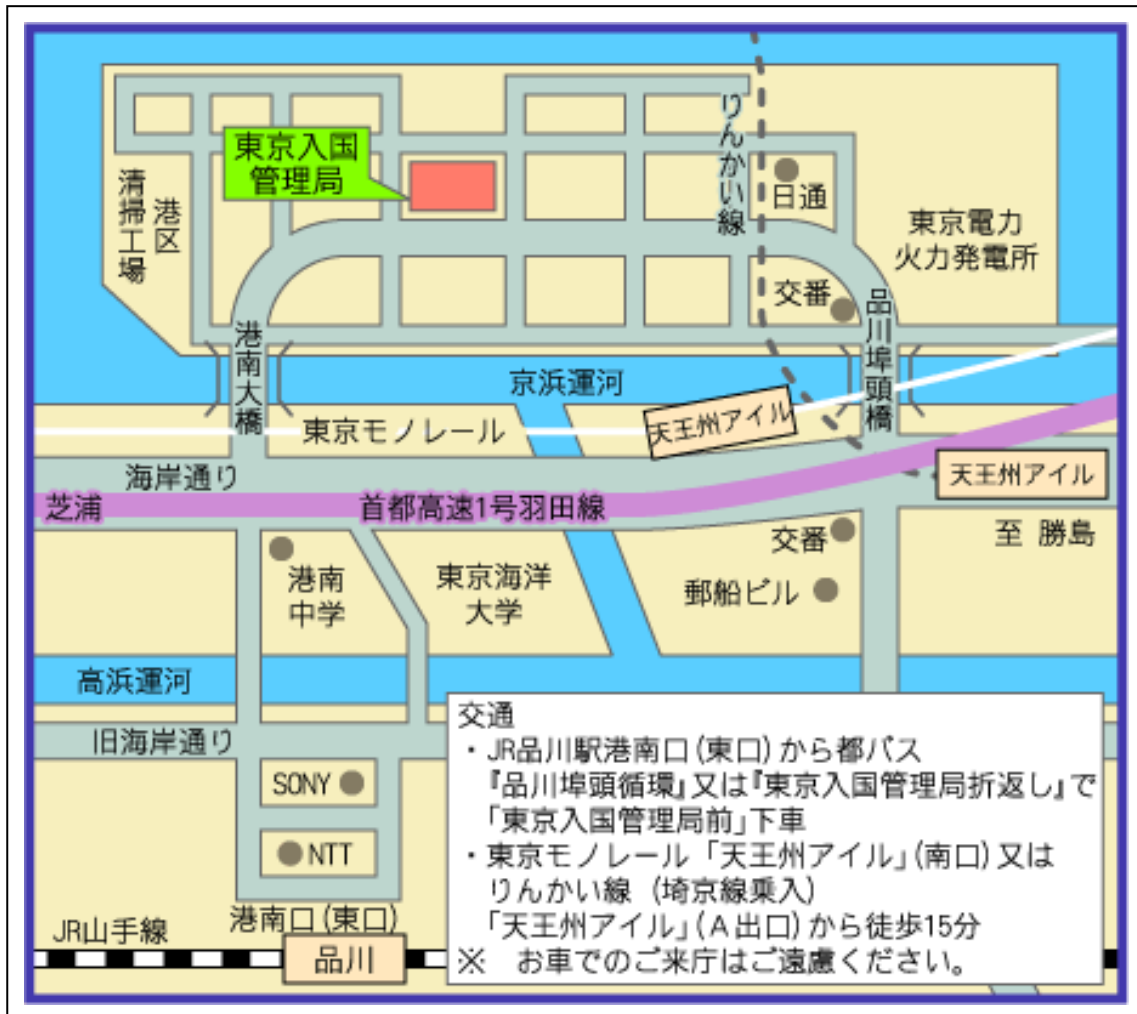
8. 学外の施設の紹介

— 入国管理局や大学以外の外国人留学生支援センターなどを紹介します —

団体名	連絡先	備考
東京入国管理局	<p>■場所： 〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30</p> <p>■地図： http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kikou/map/tokyo_tokyo.html (次ページにも地図を載せています)</p> <p>■交通： ・JR 品川駅港南口（東口）から都バス 「品川埠頭循環」または「東京入国管理局折返し」で 「東京入国管理局前」下車 ・東京モノレール「天王洲アイル」（南口）または りんかい線（埼京線乗入） ※車でのご来庁はご遠慮ください。</p> <p>■フロア案内図： http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kikou/service_counters_ja.pdf</p> <p>■窓口受付時間： 平日 9 時～12 時、13 時～16 時</p> <p>■電話番号： 外国人在留総合インフォメーションセンター ナビダイヤル：0570-013904 (IP 電話・PHS・海外から：03-5796-7112) 電話受付時間：平日 8：30～17：15</p> <p>http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html#sec_01</p> <p>■ホームページ： http://www.immi-moj.go.jp/</p>	在留関連の手続きは、必ず入国管理局にて行ってください。
入国管理局支局、出張所	<p>入国管理局には支局・出張所があり、在留関係の申請等を受け付けています。お住まいの住所に応じてご利用ください。なお、支局・出張所の管轄地域以外は在留申請等のご利用はできませんので、ご注意ください。</p> <p>■さいたま出張所 http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kikou/tokyo.html [在留関係諸申請※1] 埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県</p> <p>[在留資格認定証明書交付申請※2] 埼玉県</p>	

団体名	連絡先	備考
	<p>■千葉出張所 http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kikou/tokyo.html [在留関係諸申請※1] 千葉県, 茨城県</p> <p>[在留資格認定証明書交付申請※2] 千葉県, 茨城県</p> <p>■立川出張所 http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kikou/tokyo.html [在留関係諸申請※1] 東京都, 神奈川県相模原市, 山梨県</p> <p>[在留資格認定証明書交付申請※2] 東京都, 神奈川県相模原市, 山梨県</p> <p>■横浜支局 http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kikou/tokyo_yokohama.html [在留関係諸申請※1] 神奈川県</p> <p>[在留資格認定証明書交付申請※2] 神奈川県</p> <p>■川崎出張所 http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kikou/tokyo_yokohama.html [在留関係諸申請※1] 神奈川県, 東京都町田市, 狛江市 多摩市, 稲城市</p> <p>[在留資格認定証明書交付申請※2] 神奈川県, 東京都町田市, 狛江市 多摩市, 稲城市</p> <p><補足> ※1 「在留関係諸申請」について 原則として, 申請人である外国人の住所地を管轄する地方局又は支局若しくは分担する出張所において手続きができません。</p> <p>※2 「在留資格認定証明書交付申請」について 原則として申請代理人となる受入れ機関の所在地や親族の住所地を管轄する地方局又は支局。なお, 一部の在留資格については, 在留資格認定証明書交付申請を取り扱っていない出張所がありますので, ご注意ください。</p> <p>※3 その他ご不明な点等がある場合は, 最寄りの地方入国管理局, 支局又は出張所へお問合せください。</p>	

東京入国管理局 地図



その他の留学生支援・外国人サポートなど

団体名	連絡先等	備考
東京都 都民の声 外国人相談	<p>■場所： 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 3 階 「都民の声課 外国人相談」</p> <p>■電話番号／受付時間： ・英 語 03-5320-7744 月～金 ・中国語 03-5320-7766 火・金 ・韓国語 03-5320-7700 水</p> <p>■受付時間： 9:30～12:00、13:00～17:00</p> <p>■リーフレット： http://www.metro.tokyo.jp/tosei/iken-sodan/otoiawase/madoguchi/koe/tominnokoe/documents/soudan_2018.pdf</p>	東京で暮らす外国人を対象に、入国関係、婚姻・国籍、しごとなど、日常生活における相談を行っています。
東京都労働相談情報センター	<p>■場所： 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9 階</p> <p>■電話番号： 03-3265-6110</p> <p>■受付時間： ・英 語 14:00～16:00 月～金 ・中国語 14:00～16:00 火・水・木</p> <p>■ホームページ： http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/soudan-c/center/consult/guide.html#non_jap</p>	アルバイトでのトラブルなどの相談を行っています。
東京外国人雇用サービスセンター	<p>■場所： 〒163-0721 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階</p> <p>■電話番号： 03-5339-8625</p> <p>■ホームページ： http://tokyo-foreigner.jsite.mhlw.go.jp/</p>	職業相談・紹介などを行っています。

団体名	連絡先等	備考
<p>東京 YWCA 留学生 相談室</p> <p>Tokyo YWCA International Student Advisory Room</p>	<p>■場所： 〒163-0721 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA 会館2階203 室</p> <p>■電話番号： 03-3293-1233</p> <p>■受付時間： 月～金曜日（水・祝祭日を除く） 13:30～17:30（受付は17:00 まで）</p> <p>■ホームページ： http://www.tokyo.ywca.or.jp/peace/ryugakusei/ryugakusei/consultation.html</p>	<p>留学生に必要な情報の提供や相談を、電話または面談で行っています。</p>
<p>東京 YWCA 留学生 談話室</p> <p>Tokyo YWCA International Student Ryugakusei Room</p>	<p>■場所： 〒163-0721 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA 会館2階209、210室</p> <p>■電話番号： 03-3293-5424（代表）</p> <p>■受付時間： 土曜日 13:30～17:00</p> <p>■ホームページ： http://www.tokyo.ywca.or.jp/ryugakusei/room.html</p>	<p>留学生などが日本人と自由に日本語でおしゃべりできるサロンです。参加は無料です。</p>

医療情報サポートなど

団体名	連絡先等	備考
東京都保健医療情報センター（ひまわり）	<p>■ホームページ： http://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq/qq13tomnlt.asp</p> <p>■電話番号：03-5285-8181</p> <p>■受付時間：毎日 9:00～20:00</p> <p>■対応言語： 英語、中国語、韓国語</p>	外国語で対応可能な病院の紹介や、緊急時の電話による通訳サービスを行っています。またホームページで医療機関を検索できます。
AMDA 国際医療情報センター	<p>■ホームページ： http://amda-imic.com/modules/activity/index.php?content_id=13</p> <p>■電話番号：03-6233-9266</p> <p>■受付時間と対応言語： 月～金曜日 10:00～15:00 やさしい日本語で対応</p>	言葉の通じる医療機関の紹介や、医療福祉制度の案内を行っています。

災害時の対策など

団体名	連絡先等	備考
千代田区の防災ホームページ	<p>■ホームページ： http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/bosai/index.html</p>	
千代田区の帰宅困難者支援場所案内図	<p>■ホームページ： https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/bosai/kitaku/documents/taihibasho280201.pdf</p>	災害対策マニュアル 日本語版・英語版
東京防災 (多言語対応)	<p>■ホームページ 英語版 http://www.bousai.metro.tokyo.jp/foreign/english/taisaku/2000943/2001855/2002390.html</p> <p>中国語版 http://www.bousai.metro.tokyo.jp/foreign/english/taisaku/2000943/2001855/2002391.html</p> <p>韓国語版 http://www.bousai.metro.tokyo.jp/foreign/english/taisaku/2000943/2001855/2002392.html</p>	
首都圏防災ネット	<p>■ホームページ（英語、中国語、韓国語対応） http://www.9tokenshi-bousai.jp/</p>	

9. 困ったときのQ&A

— 留学生のみなさんが困ったときにどう対応すれば良いか、場面ごとに回答していきます —

【学校内での生活について】

Q1 土曜日や日曜日に手続や事務局への問合せをしても大丈夫ですか？

事務局は土曜日・日曜日・祝祭日はお休みです。土曜日や日曜日にスタッフを見かけることがあるかと思いますが、各種申請手続きや課題の受け取りなどの対応は受けられません。

平日の受付時間 10:00 から 18:30 までの間に済ませてください。

なお、大学院は、土曜日・日曜日の受付対応を行なっておりますが、学部での対応は行なっておりませんので、ご了承ください。

Q2 ノートパソコンを貸してもらうことはできますか？

ノートパソコンの貸出はしていません。自分で準備してください。

Q3 資格外活動や資格更新などで必要な書類を教えてください。

この手引きに申請の手順や必要書類を載せています。

入国管理局のホームページの URL も載せていますのでそちらでも確認できます。

大学生は社会人への勉強もかね、自分で情報を集めていくようにしてください。学生ガイドや手引きを活用しましょう。

Q4 ビザの更新のため、すぐに各証明書を出してもらうことはできますか？

どんな証明書もすぐには発行できません。作成の時間や審査の時間が必要だからです。

そのために、事前に皆さんには発行にかかる期間を提示しています。

ビザの更新のめたに必要な成績証明書、在学証明書は発行に3営業日（土日祝日除く）必要です。

例えば月曜日に申請をしたら「火曜日・水曜日」をはさんで翌日木曜日に発行ということになります。金曜日に申請をした場合は、土曜・日曜を抜かして「月曜日・火曜日」をはさみ水曜日の受け渡しとなります。証明書発行にはこれだけの時間がかかりますので、余裕を持って申請するようにしてください。

※詳細は学生ガイドを確認してください。

Q5 出席率が知りたいです。

デジキャンで前日までの出席を確認することができます。

【授業について】

Q6 風邪を引いて授業を休みました。授業はどうなりますか？

日本では、病気で授業を休んだ場合「欠席」になります。授業によって出席日数が成績に深くかわりますので、体調の管理は十分に行ってください。

インフルエンザなど、学校伝染病指定を受けている病気で休んだ場合は公欠が適用されることがありますので、必ず医者からの診断書をお願いしてください。診断書がないと公欠にはなりません。

※詳細は学生ガイドで「公欠」に関する手続きを確認してください。

Q7 診断書を提出したいのですが、半年前に発行してもらった診断書は有効ですか？

無効です。

休んだ直後の登校日から1週間以内に大学に提出された診断書のみ考慮の対象となります。

すぐに提出して下さい。

※詳細は学生ガイドで「公欠」に関する手続きを確認してください。

Q8 テストはいつからですか？

学生ガイドにある、「学年暦」を確認しましょう。デジキャンにもWebリンクがあります。

通常、試験・補講期間にテストはありますが、授業中に行なわれる場合もありますので、先生の案内をよく聞いてください。

Q9 前期の授業はいつまでですか？

学生ガイドにある、「学年暦」を確認しましょう。デジキャンにもWebリンクがあります。

通常は、試験・補講期間までが前期の授業になります。履修している科目によって終わりが違いますので、確認をきちんとしましょう。

Q10 夏休みはいつからですか？

学生ガイドにある、「学年暦」を確認しましょう。デジキャンにもWebリンクがあります。

夏季休暇となっているのが夏休みです。しかし、夏休み期間中には追試、再試、集中講義がある場合がありますので、必要に応じて出席、受験できるよう予定を調整してください。

Q11 課題の提出期限が過ぎてしまいました。提出しても大丈夫ですか？

期限があるものは、守ることが大前提です。課題の提出期間はとくに厳守してください。

単位を落とす原因になることもありますので、絶対に締め切りを過ぎないようにしましょう。

Q12 自分はすでに日本語を十分話せるので、日本語の履修は必要ありません。

必要です。

留学生として、日本に勉強に来ている限り、日本語の勉強は必要不可欠です。それも高度な日本語レベルの修得が必要です。みなさんは、デジタルハリウッド大学で学びたいものがあって留学していると思いますが、より専門的な知識を修得するには、授業等で使われる専門用語の理解度を高めなければなりません。

ゼミに入る条件として日本語能力検定試験（JLPT）N2合格があります。日本に専門知識を学びに来たのに、その集大成であるゼミや卒業制作で、自分が学びたいこと・やりたいことが拒否されてしまうことは、非常にもったいないことです。

たとえ、卒業後に本国へ帰国する場合でも、みなさんは、日本の大学に留学し、4年間学んできた人材として、本国での仕事に高度な日本語力が求められる可能性だってあります。

日常生活での会話レベルで満足せず、この4年間、より高度な日本語力の修得を目指してください。

Q13 授業の課題レポートを母国語で書いていいですか？

教員から特別な指示がない限り、レポートは全て日本語で書いてください。

Q14 一般教養科目は興味がないので、履修したくありません。

卒業のために配当表に基づき、単位修得する必要があります。

作品や物事を作り出す時に、専門的な知識だけでは、本当に良いものは作れません。専門以外の知識や観点を織り交ぜて初めて、作品やプレゼンテーションの質が上がります。

一般教養科目は、一見みなさんの創作活動とは直接関係のないもののように見えますが、みなさんの作品をより味わい深いものにするための重要な要素がちりばめられています。

一般教養科目を学び、専門知識以外にも沢山の知見を皆さんの中に貯めていって、それらを掛け合わせることで、新しく意味の深い表現（ストーリー、描写、メッセージ等）が出来るようになってください。

学んでいる時は何の役に立つかわからないものですが、将来、その学んだことは絶対に生きてきます。

プロのクリエイターは普段から自分の引き出しに自分の専門以外の知識・教養を貯める努力をしています。

Q15 自分は社会人経験があるので、キャリアデザインや社会力の授業は必要ありません。

必要です。

キャリアデザインや社会力の授業は、社会に出るための基礎知識を学ぶだけではなく、例えば、時事・社会動向の分析、世界・日本経済を知ること、自己の市場価値を考えるなど、一度社会に出ていたとしても、決して無駄な知識ではありません。特に社会人経験のある場合は、グループワークでのディスカッションなどで、リーダーシップをとってください。必ず、自分自身で得るものがあるはずですよ。

Q16 授業に出席していたのに、成績が不可となってしまいました。納得できません。

成績評価については全ての科目がシラバスを公開し、その評価基準を明記しています。

科目名だけで判断せず、シラバスを必ず確認してください。理解し、同意した上で出席してください。

また、授業に出席し、指定された課題を提出し、試験を受けるだけでは、単位を修得することはできません。みなさんが「授業内容を理解しているか」「求めているレベルまで到達しているか」を各科目の教員がシラバスに基づいた課題やレポート・試験などで判断をして、要求に達していると認められた場合のみ、単位が与えられます。

【普段の生活について】

Q17 財布を落としてしまい、学生証やそのほか色々なくしてしまいました。

まずは落としたであろう場所を探して、見つからなかったらそこから一番近い交番または警察署に
いって届出をだしましょう。

お財布の中にクレジットカードや銀行など金融機関のカードが入っていたら、すぐに利用の差し止
めをしてもらえるように連絡してください。金融機関、クレジットカード会社の連絡先は明細書か、
ホームページを確認しましょう。同様に、定期券、在留カード、保険証などもすぐに再発行の手続
きを行いましょう。

学生証も入っていた場合は出席や個人情報にかかわることなのですぐに大学に届け出て、再発行の
手続きを行ってください。※再発行には手数料が必要です。

Q18 携帯電話をなくしました。どうしたらいいですか？

まずは落としたであろう場所を探して、見つからなかったらそこから一番近い交番または警察署に
いって届出をだしましょう。

悪用される恐れがあるので、すぐに携帯電話の会社に連絡をして利用をとめてもらって下さい。
連絡先は携帯電話の明細書に記載されているか、ホームページを確認しましょう。

Q19 パソコンを事情があり売ってしまいました、どうしたらいいですか？

パソコンは授業でも使います。極力手放さないようにしてください。課題ができなくなる、家でデ
ジキャンやメールが確認できないなど、大学で生活する上でとても不便になり、不利益となります。
どうしてもパソコンが手元がない場合は、大学のPC RoomでデジキャンやGmailをできる限り毎日
確認するようにしてください。そして出来るだけ早く、新しいPCを用意してください。

Q20 引越して住所が変更しました、どうしたらいいですか？

新しい住所の市・区役所で、在留カードの変更手続きを行い、そのコピーを大学へ提出してくださ
い。その後、大学事務局受付にて、「学生名簿登録変更用紙」を届け出てください。この手続きを行
わないと、大学からの大事な案内が届かなくなり、自分に不利益となりますので、必ず行ってください。

Q21 部屋を借りるときに連帯保証人が必要といわれました。「連帯保証人」ってなんですか？

連帯保証人とは、もし万が一あなたが家賃を払えなくなった場合、本人と同じ全ての責任
を負い、家賃などを保証する人、ということです。とても重要な契約なので、親類縁者の方にお願
いすることが一般的です。

なお、教職員は連帯保証人になることはできません。ご相談・ご依頼とも行なわないようにして
ください。

Q23 大学や、先生、TAの方に保証人になってもらうことはできますか？

できません。教職員への連帯保証人の依頼は一律一切お断りします。

Q24 連帯保証人がみつかりません、どうしたらよいですか？

個人に代わって保証してくれる保証会社があります。外国人専門の保証会社もありますので、保証
会社を紹介してもらおうよう、不動産会社に相談してください。

部屋探しを経験した先輩の外国人留学生に聞くのもよいでしょう。

Q25 ルームシェアの相手がみつかりません。

友達や外国人留学生の先輩に聞いてみましょう。デジキャンや学内の掲示板で個人的な告知はでき
ませんので、一般のSNS等の活用も考えてみると良いでしょう。

【学費について】

Q26 事情があり学費の納入が遅れそうです。どうしたらいいですか？

学費の納入が遅れそうな場合や、学費の納入を分納したい留学生は、必ず納入締め切り前に、大学事務局 3F 受付まで、学費の担当者へ相談してください。

学費で困ったときは、一人で考えず必ず相談しましょう！

事前の相談がなく、期日までに学費が納入されていない場合は、除籍になります。

学費相談の電話番号は 03-5296-9801 です。

Q27 学費を納入する保護者が海外にいるため、期限までに納入ができません。どうしたらいいですか？

納入期限は事前に余裕をもって大学からお知らせしています。このような理由での遅延は認められません。

海外送金でも、通常 2~4 日程度で送金が可能です。保護者と事前に連絡を取り合い、納入期限に間に合うように手続きを行ってください。

Q28 円高の影響で学費が足りません。どうしたらいいですか？

為替レートの変動を想定して、あらかじめ学費を準備してください。

私費外国人留学生の皆さんは、授業料が減免されており、他の学生に比べ、優遇されています。学費の負担を減らすためにも、学費減免が停止にならないように、授業に出席し、単位の修得に努めてください。

また、大学では、いくつかの奨学金制度を案内しています。応募の時期になると、デジキャンでお知らせしますので、確認するようにしてください。

Q29 出席率が 79 %で、学費の減免が停止されました。なんとかなりませんか？

本学で守るべき出席率は、80 %以上です。残念ながら学費の減免は停止となります。

やむを得ない事情があり授業に出席できない期間があった場合は、私費外国人留学生減免制度に関するデジキャンでの告知を確認し、必要な手続きを行ってください。

10. 外国人留学生規則

〔制定：平21. 3. 17〕

(目的)

第1条 この規則は、デジタルハリウッド大学学則（以下「学則」という。）第51条及びデジタルハリウッド大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第55条の規定に基づき、外国人留学生に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(区分)

第2条 外国人留学生の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学部の学生、科目等履修生及び聴講生
- (2) 大学院の学生、科目等履修生及び聴講生
- (3) 大学院及び附置研究所の研究生

(入学資格)

第3条 外国人留学生として入学することができる者は、学則又は大学院学則、若しくは科目等履修生、聴講生及び研究生に関する各内規（以下「諸規則」という。）に定めるそれぞれの入学資格を有する者とする。

(入学時期)

第4条 外国人留学生の入学の時期は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第2条第1号に規定する者の場合は、学年の始めとする。ただし、科目等履修生及び聴講生について、又は編入学者については、学期の始めとすることができる。
- (2) 第2条第2号に規定する者の場合は、学年又はトライメスターの始めとする。
- (3) 第2条第3号に規定する者の場合は、学年又はトライメスターの始めとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(入学等の出願)

第5条 外国人留学生として入学又は研究（以下「入学等」という。）を志願する者は、諸規則の規定に基づき、入学願書その他必要な書類に検定料を添えて願出しなければならない。

(入学者等の選考)

第6条 前条に規定する入学等を志願する者については、選考を行うものとし、選考の方法及び合格者の決定は、学部、研究科及び附置研究所（以下「各学部等」という。）において別に定めるところによる。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者で、指定の期日までに、各学部等において定める書類を提出し、入学等手続を完了した者について、学長が入学等を許可する。

(休学等)

第8条 第2条第1号及び第2号に規定する学生が、休学、復学、退学及び除籍の事由に該当する場合は、学則第8章及び大学院学則第7章に基づき、手続を行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、長期にわたって欠席する者に対する除籍に関する取り扱いは、第12条第2項の規定に基づき運用する。

(授業料等)

第9条 第2条の各号に掲げる者に係る学費、入学検定料及びその他の手数料の額並びにその徴収方法は、諸規則に規定するもののほか、「デジタルハリウッド大学における検定料、入学金及び授業料等の費用に関する規則」「デジタルハリウッド大学大学院（専門職学位）学費納入規程」及び「休学及び休学中の学費に関する取扱要項」の定めるところによる。

2 大学間交流協定及びこれらに準ずる者については、前項に規定する授業料等の費用を免除する場合がある。

(履修)

第10条 第2条第1号に規定する者の場合の履修は、日本語の習熟度に応じ、日本語科目の履修

を要件とすることがある。

- 2 第2条第2号に規定する者の場合の履修は、留学の主たる目的を鑑み、修業年限内での修了がなされるよう、適切な計画のもと行うものとする。

(学則等の適用)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、学則、大学院学則及びその他の関係規則等の定めるところによる。

(特例)

- 第12条 外国人留学生の出欠席及び資格外活動に関する管理については、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び各種文部科学省通知に基づき、厳格に行うこととし、その取り扱いは別に定める。

- 2 外国人留学生の除籍については、学則50条及び大学院学則第54条の規定により、留学の主たる目的に照らし、学則第41条第2号及び大学院学則第37条第2号の基準を厳密に運用することとし、その明確な基準及び手続きは別に定める。

- 3 本学における検定料、入学金及び授業料等の費用に関する規則第2条第2項の規定にかかわらず、私費外国人留学生に係る授業料の額は、その出席状況、学業成績等を勘案し、減免率の減少又は減免の適用廃止をする場合がある。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

以上

■質問等はこちらへ

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ 3F/4F

Tel : 03-5297-5787 / Fax : 03-5287-5788 / Mail : dhu@dhw.ac.jp

各種受付場所：駿河台キャンパス 3F（受付時間：平日 10：00～18：30）